

2023年9月号 (Vol.41)

—M&A—

経済産業省「企業買収における行動指針」を公表

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 指針の内容及びパブリックコメント版からの変更点	弁護士 松下 憲 TEL. 03 6266 8553 akira.matsushita@mhm-global.com
III. 指針の実務への影響	弁護士 西村 智宏 TEL. 03 5293 4877 tomohiro.nishimura@mhm-global.com 弁護士 山田 翔太郎 TEL. 03 5293 4932 shotaro.yamada@mhm-global.com

I. はじめに

当事務所の Corporate Newsletter 2023年6月号 (Vol.40)¹ (以下「ニュースレター (パブコメ版)」) といえます。) にてお伝えしたとおり、経済産業省は、2022年11月に設置した「公正な買収の在り方に関する研究会」(以下「研究会」といいます。) における議論等を踏まえ、2023年6月8日から同年8月6日までの間、「企業買収における行動指針(案) —企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」(以下「本指針案」といいます。) についてパブリックコメントを実施していました。その後、パブリックコメントの結果も踏まえ、経済産業省より同年8月31日付で「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」(以下「本指針」といいます。) が公表されています。

本ニュースレターでは、本指針の本指針案からの変更点及び本指針の実務への影響について解説します。

II. 指針の内容及びパブリックコメント版からの変更点

本指針案についてのパブリックコメントにおいては、国内外の50の投資家及び個人から多数の意見が提出され、その主な意見及び経済産業省の考え方は、経済産業省のウェブサイトで公開されています²。

本指針においては、パブリックコメントの結果等を踏まえて本指針案から一定の記載の見直しが行われています。もっとも、見直しの多くはパブリックコメントに対応する形で一定の趣旨や表現の明確化が企図されたものであり、本指針案から実質的に大きな変更はなされていないと考えられます。そのため、本指針の内容については、本ニュー

¹ <https://www.mhmjapan.com/content/files/00067747/20230623-124519.pdf>

² <https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831003/20230831003-c.pdf>

CORPORATE NEWSLETTER

スレターで改めて詳細な解説は行わず、ニュースレター（パブコメ版）の本指針案の解説をご参照いただきますようお願いいたします。

なお、本指針案からの主な変更点としては、①脚注 26 において、対象会社における買収者によるデュー・ディリジェンスへの対応の要否及びその範囲の判断に当たっては様々な事情が総合的に考慮される必要がある旨が追記されたこと、②脚注 37 において、買収者に対する対象会社からの情報提供依頼については、過度に詳細な質問を買収者に対して行うことが、実質的に経営支配権を取得する買収を阻止するための措置として行われてはならず、社外取締役はこの観点からも適切な監督を行うべきである旨が追記されたこと、③脚注 79 において、利害関係者以外の過半数を要件とする決議に関する研究会における議論の過程でなされた指摘に関する表現の明確化が行われたこと等が挙げられます。

Ⅲ. 指針の実務への影響

1. 買収提案をめぐる取締役・取締役会の行動規範

(1) 取締役会への付議・報告

本指針は、「経営陣又は取締役は、経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した場合には、速やかに取締役会に付議又は報告することが原則となる」としています（本指針 3.1.1）。これは、買収提案が具体性を有していることに加えて一定の信用力があるにも関わらず、取締役会に付議しないことによって、望ましい買収が顕在化する機会を失うことを回避し、少なくとも取締役会に買収提案について報告を行うことにより、取締役会による経営陣に対する監督機能を発揮させることを目的とするものです。

取締役会への付議の要否は、外形的・客観的に買収提案が具体性を有しているか、及び買収者としてのトラックレコード等を踏まえ買収者の信用力が認められるかを考慮して判断することとなります。また、本指針は、買収提案の具体性が認められる場合には、買収者の信用力が認められない場合でも取締役会への報告が必要になるようにも読めます。信用力のない買収提案まで取締役会に報告し、検討のための時間をとる必要があるかは疑問もあるところであり、実務上は、個別の買収提案ごとに判断していくことになると思われます。

以上を踏まえれば、本指針の下では、取締役会に対して買収提案を付議又は報告し、社外取締役を含む取締役会において買収提案を検討すべきか否かについて、より慎重な判断が求められると考えられ、結果として、取締役会において買収提案を検討する機会が従前よりも増える可能性もあると思われます。

CORPORATE NEWSLETTER

(2) 取締役会における買収提案の検討

a. 「真摯な買収提案」への該当性の判断

本指針は、「付議された取締役会では、「真摯な買収提案」に対しては「真摯な検討」をすることが基本となる」とし、「真摯な買収提案」に該当するか否かは買収提案の具体性・目的の正当性・実現可能性があるかという観点から検討されるべきであるとしています（本指針 3.1.2）。また、「真摯な買収提案」への該当性について、それを恣意的に解釈し、企業価値を高める提案を安易に断ることにならないよう留意が必要であるとし、判断に迷う場合や社外取締役の M&A に関する専門性が不足する場合には、外部のアドバイザーの助言を受けることも検討されるべきであるとしています（本指針 3.1.2）。

b. 「真摯な検討」の内容

「真摯な検討」に関して、本指針は、「取締役会は、買収者が提示する買収価格や企業価値向上策と現経営陣が経営する場合の企業価値向上策を、定量的な観点から十分に比較検討することが望ましい」（傍点筆者）としています（本指針 3.1.2）。また、本指針は、「買収提案に応じるかどうかという判断の合理性について、（事後的に）説明責任を果たせるよう行動すべき」とした上、「多くの場合、買収価格は直前の株価（現在の経営陣やその経営戦略に対する市場の評価を基礎として形成される）よりも高いと考えられ、取締役会として買収提案に賛同しない場合には、この点を踏まえた説明が事後的に必要となり得ることも想定した比較検討をすることが考えられる」としています（本指針 3.1.2）。

以上の本指針の記載は、現経営陣の有する企業価値向上策を反映した事業計画に基づき、DCF 法による株式価値評価を行った上で、株式価値評価額と買収提案における買収価格とを比較することが求められ、株式価値評価額が買収価格を下回るにもかかわらず、買収提案に賛同しない場合には、取締役には説明責任を果たすことが求められているようにも読めなくもありません。

しかし、本指針は、定量的な観点から比較検討を行うことが「望ましい」とするに留まり、その実施の要否は個別事案ごとに判断することになると考えられます。また、本指針の下でも、取締役会が買収に応じる方針を決定していない状況においては、買収提案に応じるか否かについては、取締役の経営判断に属する事項であり、その判断には取締役に合理的な裁量があると考えられ、株式価値評価額が買収価格を下回る場合でも、買収提案に賛同しないことが否定されるものではないと考えられます。

この場合における（事後的な）説明責任の内容は本指針からは明らかではありませんが、典型的には、買収者が買収提案を公表するなどして買収提案が公になった場合に、取締役会が買収提案に賛同しなかった理由を合理的に説明できなければ、株主の信任を得られず、買収が成立するリスクや取締役の再任が否決されるリスクが高まるという形で問題になるものと思われます。また、パブリックコメントの結

CORPORATE NEWSLETTER

果において、取締役会の判断の合理性について「株主から説明を求められた場合に定量的な観点から説明しなければならないとまで述べるものではなく、その内容や程度については個別の事案に応じて判断されるべき」（パブコメ回答 No.123）とされている点も参考になります。

以上のとおり、真摯な買収提案を受けた場合には、従前よりも定量的な観点からの慎重な検討が求められることになると考えられますが、本指針の趣旨は、取締役の善管注意義務・忠実義務を過重するものではなく、取締役会におけるより適切な検討を促すためのベストプラクティスを提示することにあると考えられますので、このような本指針の趣旨を尊重しつつ、買収提案の内容に応じて、個別の事案ごとに検討の方法・程度を判断することが重要であると考えられます。

（3）取締役会が買収に応じる方針を決定する場合

本指針は、取締役会が買収に応じる方針を決定する場合においては、対象会社の取締役・取締役会は、株主が享受すべき利益が確保される取引条件で買収が行われることを目指して合理的な努力を行うべきとした上、「買収の実行が株主の利益に影響を及ぼす蓋然性が高まることや、価格等の取引条件が主な争点となることから、株主の利益についてより丁寧な検討が求められ、また、会社としての説明責任もより強く求められる」としています³（本指針 3.2.1）。

また、本指針は、「取締役会が買収に応じる方針を決定する場合」に当たる場合として、「対象会社として積極的に経営支配権の移転に係る買収提案を模索し提案の選択や条件の設定の交渉に入った場合、経営支配権を取得する旨の買収者からの提案に応じる方向で合意に向けた交渉に入った場合など」を例示しています（本指針 3.2.1）。

本指針の策定以前から、入札や最終契約の条件交渉を行う際には、対象会社の取締役・取締役会（特別委員会を設置している場合には特別委員会を含みます。）が買収者に対して主に買収価格の引き上げを求めることによって、一般株主の享受できる利益を増大させることが行われているため、本指針の策定により対象会社の取締役・取締役会の行動に大きな変更が求められるものではないと考えられますが、本指針の趣旨を踏まえてより慎重に買収提案の検討・買収者との交渉を行う必要があるものと思われる。

2. 買収に関する透明性の向上—買収者による情報開示

本指針は、市場内買付けについて、「短期間のうちに市場内買付けを通じて経営支配権を取得するような場面」においては、買収者は、「買収が企業価値に及ぼす影響

³ 加えて、本指針は、「このような場合において対抗提案がされることにより、取引条件が異なる複数の提案が提示され、公知となった場合には、株主の利益に配慮しているか（価格等の取引条件について最善の選択をしているか）という問題が特に顕在化しやすく、市場における説明責任を果たす必要性が高まると考えられる」としています。

CORPORATE NEWSLETTER

を理解した上で株主が買収に応じるか否かの判断をできるよう、買付の目的、買付数、買収者の概要、買収後の経営の基本的な方針等の重要な項目については、少なくとも公開買付届出書における記載内容と同程度の適切な情報提供を、資本市場や対象会社に対して適時、任意の方法で行うことが望ましい」としています（本指針 4.1.1.1）。

また、本指針は、事前取得（toehold）を行う場合についても、買収者において、「公開買付けに先立って市場で株式の取得を進めるに当たり、その後に公開買付けを実施する意向が確定的である場合には、その旨の情報提供を資本市場や対象会社に対して行うことが望ましい」としています（本指針 4.1.1.2）。

これらには公開買付規制など法令に基づき情報開示が必要となるものではない場合も含まれていると考えられ、少なくとも、本指針策定前の実務においては、買収者からこのような情報開示はなされないことがほとんどであったと思われます。本指針は、これらの情報開示を行うことが「望ましい」とするのみですが、このような市場内買付け等を通じた株式取得が行われる場合には、買収を受ける対象会社において、買収者に対して本指針を根拠に情報開示を求めることが考えられます。

なお、現在開催されている、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」において、市場内取引に対する強制公開買付規制の適用についての議論がなされており、市場内取引における買収者の情報開示の在り方については、同グループにおける今後の議論も注視していく必要があります。

3. 買収への対応方針・対抗措置

(1) 株主意思の尊重

本指針では、対応方針に基づく対抗措置の発動は、会社を支配する者の変動に関わるものであることから、株主の合理的な意思に依拠すべきであるとされ（本指針 5.2）、対抗措置の発動について株主総会の承認を得る場合、原則として対抗措置の必要性が推認されるとされています（本指針別紙 3 の 1(1)）。

他方、本指針は、対応方針の導入及び対抗措置の発動を取締役会限りの判断で行うことが否定されるものではないとし、その例として「対象会社や一般株主の犠牲のもとに買収者が不当な利益を得る蓋然性が高い買収」を挙げています。その内容については明確ではありませんが、パブリックコメントの結果では、いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の 4 類型が想定されるが⁴、これらに限られるものではなく、個々の事案に応じて判断されるべきものであるとされています（パブコメ回答 301）。もっとも、近時の裁判例によれば、株主総会を事後的に開催することも認められ得るため、実際に取締役会限りの判断による対抗措置の発動が認められるのは、個別事情としてその必要性が高い場合に限定されるとされています（本指針別紙 3 の 1(3)b）。

⁴ ニッポン放送事件は、「第三者割当型」の強力な対抗措置が用いられた事案におけるあくまで例示であり、これ自体が適法性の外延を定めるものではないとされています（本指針脚注 83）。

CORPORATE NEWSLETTER

以上の内容は、裁判例の内容と基本的に整合するものであり、本指針により実務の変更が求められるものではありませんが、対抗措置の発動には株主意思が重視されるべきことが改めて確認されたものと考えられます。

(2) 利害関係者以外の過半数を要件とする決議

対抗措置の発動に係る株主意思確認総会の決議要件については、裁判例は普通決議で足りることを前提としていると考えられますが（本指針脚注 56）、東京機械製作所事件（最決令和 3 年 11 月 18 日）では、買収者、対象会社取締役及びこれらの関係者の議決権を除外した議決権の過半数を可決要件とする決議により承認された対抗措置の発動の適法性で認められ、その後も、（直ちに対抗措置を発動することを決議するものではないものの）同様の決議要件で対抗措置の発動に関する決議が行われた事例も出てきています。

本指針は、利害関係者以外の過半数を要件とする決議⁵について、これが許容され得るのは、買収の態様等（買収手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕など）についての事案の特殊事情も踏まえて、「非常に例外的かつ限定的な場合に限られることに留意しなければならない」としています（本指針別紙 3 の 1(3)a）。もっとも、本指針は、かかる決議がどのような根拠や範囲で許容され得るのかは必ずしも明らかではないとし（本指針脚注 79）、「非常に例外的かつ限定的な場合」がどのような場合かは明確にしていません。

これは、利害関係者以外の過半数を要件とする決議の許容性について判断した裁判例が 1 件しかなく、研究会においても委員から複数の異なる見解が出されていたことに加え、足元においても関連する事案が出てきていることから、現時点での明確な整理が控えられたことによるものと考えられます（パブコメ回答 No.288-294 も参照）。この点、本指針は、研究会におけるかかる決議の根拠・許容性に関する指摘を紹介しており、これらはあくまで例示としての位置づけではあるものの、今後、対抗措置の発動に関する株主意思確認総会の決議要件を検討する際の参考になり得ると考えられるため、以下ではその内容を紹介します。

① 急速な市場内買付けの問題点に着目する指摘

急速な市場内買付けが行われた場合、市場における株主の判断には、情報開示の問題（公開買付規制に基づく情報開示がなされない）、時間の問題（急速な買付けを行った場合、十分な検討時間が確保されない）、売り急ぎの問題（短期間のうちに市場内買付けを通じて経営支配権を取得するような場面において、株主による売り急ぎが生じる）等が生じ得るため、そのような問題のある状態で株主が売却に応じた部分の株式は議決権にカウントすべきではないという見解です。

⁵ 一般的に「マジョリティ・オブ・マイノリティ（MOM）決議」と呼ばれるものですが、本指針では、議決権を持つ株主（利害関係者以外の株主）は通常はマイノリティではないため、MOM 決議という言葉は用いられていません。

CORPORATE NEWSLETTER

かかる見解について、研究会では、(i)市場買付けの問題は、買収者が支配した後で搾取的な行動をする場合に株主が株式を売るよう動機付けられるという点（強圧性の問題）にあり、「急速性」は本質ではなく、必ずしも着目する必要はないのではないか、(ii)東京機械製作所事件が判示した内容を踏まえれば、除外する議決権の範囲は買付者及びその関係者の議決権全体であり、急速な市場買付けによって売却された部分に限られないのではないかといった意見がありました。

② 市場内買付けの問題点及び利害関係者の性質に着目する指摘

市場内買付けには、(i)公開買付けの場合のような情報開示等の規制が適用されないことにより十分な情報が開示されないこともあり得るという問題や、(ii)買収者が支配した後で搾取的な行動をする場合に株主が株式を売るよう動機付けられるという問題（強圧性の問題）もあり得るという状況下で、買収者及びその関係者は買収の是非について利害関係を有する者であることも考慮すれば、買収者及びその関係者の全ての議決権を除外した決議を行うこともあり得るのではないかとという見解です。

研究会では、このような考え方に対して、かかる決議について、買収が行われる前において「本来得られたであろう株主の意思の確認」という点を強調しすぎると、利害関係者以外の過半数を要件とする決議が許容される場合が広がりすぎてしまうおそれがあるとの意見がありました。

③ 買収者の法令違反に着目する指摘

買収者が大量保有報告制度など買収に関連する法令に重大な違反をした場合（例えば、買収者が大量保有報告の意図的な報告遅延をしている場合等）に、当該買収者に問題があると考えた会社が、その議決権を排除した決議を行うこともあり得るのではないかとという見解です。

研究会では、かかる見解は現行法を前提とする限り是認できるが、本来は法令違反のサンクションは今後の金商法改正等を含めた将来的な立法により解決されるべきという指摘がなされています。

以上のとおり、利害関係者以外の過半数を要件とする決議については、その許容性の根拠をどのように考えるかによって、許容される場合や決議から除外できる議決権の範囲が異なってくることになります。もっとも、本指針では、これらの点について複数の指摘が例示されているに留まることから、実務上は、株主意思確認総会の決議要件については、個別事案の具体的な事実関係を踏まえて判断する必要があります。また、上述のとおり、現在、金融庁の「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」において、市場内買付けへの強制公開買付規制の適用の是非が審議されており、制度改正の内容によっては、利害関係者以外の過半数を要件とする決議の許容性の解釈にも影響し得ると考えられるため、かかる審議の状況を注視していく必要があります。

CORPORATE NEWSLETTER

NEWS

➤ **ALB Asia M&A Rankings 2023 にて高い評価を得ました**

Thomson Reuters が発行する ALB (Asian Legal Business) Asia 2023 年 9 月号の特集記事「ALB Asia M&A Rankings 2023」にて、当事務所が高い評価を受けました。さらに、タイ (Chandler MHM Limited)、ベトナムにおいても上位グループにランキングされております。

JAPAN Domestic : Tier 1

Thailand : Tier 2

Vietnam : Notable Firm

➤ **IFLR1000 2023 にて高い評価を得ました**

当事務所と当事務所の弁護士が高い評価を受けております。

さらにシンガポール、タイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及びベトナムにおいても各分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。M&A に関連する分野では、以下のとおり選出されました。

- ・ JAPAN - Tier 1 (M&A, Private Equity)
- ・ THAILAND (Chandler MHM Limited) - Tier 2 (M&A)

JAPAN

・ M&A

Highly regarded: 河井 聡、棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、内田 修平、根本 敏光、松下 憲

Notable practitioner: 丸茂 彰、戸嶋 浩二、篠原 倫太郎、林 宏和、熊谷 真和、関口 健一、東 陽介

・ Private Equity

Highly regarded: 棚橋 元、石綿 学、松下 憲

Notable practitioner: 林 宏和

THAILAND (Chandler MHM Limited)

・ M&A

Highly regarded: アカラポン・ピチュエードヴァニチヨーク、ヌアンポン・ウエークスワナラック

CORPORATE NEWSLETTER

MYANMAR (Myanmar Legal MHM Limited)

・ M&A

Highly regarded: キンチョー・チャー

VIETNAM

・ M&A

Highly regarded: グエン・ゴック・フック

Notable practitioner: 西尾 賢司

Rising star partner: ハ・ティ・ヅウン

➤ ニューヨークオフィス業務開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023年9月6日より、[ニューヨークオフィス](#)（正式名称：Mori Hamada & Matsumoto NY LLP）を開設し、業務を開始いたしました。

ニューヨークオフィスには、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーな競争法案件や不正調査・危機管理対応、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務にとりわけ精通しています。また、シニア・アソシエイトの須納瀬 史也 弁護士および川本 健 弁護士も常駐いたします。

当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件について、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりました。米州・米国は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、巨大なリーガル市場を抱え、法的リスクもひと際大きい市場の一つといえます。とりわけニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、当事務所のニューヨークオフィスを通じて、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスは、当面、仮オフィスにて業務を行い、2023年末を目途に、本オフィスに移転する予定です。本オフィス移転時には改めてご案内させていただきます。

➤ インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービス開始のご挨拶

当事務所は、本年7月までインドネシア投資省ジャパンデスク担当として活動を

CORPORATE NEWSLETTER

していた本間 久美子氏の参画を得て、インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの業務を開始いたしました。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。

業務開始に当たって[本間 久美子](#)からご挨拶を申し上げます。

「この度、森・濱田松本法律事務所にてインドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンス・サービスを担当することとなりました本間でございます。

インドネシア国立バンドン工科大学での4年に渡る博士共同研究を経て、在インドネシア日本国大使館、ジャカルタ日本人商工会議所、インドネシア投資省(JICA 専門家)にて経済関連業務に従事してまいりました。特に日系企業が直面するインドネシアの投資規制動向のアップデートと、その適切な緩和に向けた政府渉外を主軸に活動してきました。

多様な情報と人脈を扱うインテリジェンス業務は信用を第一とする世界でもあり、皆様のビジネスに寄り添い成功につなげるためにも、新興国とのフェアで誠実な関係構築を心がけております。

皆様にとっての身近な外部専門家としてお役に立てるよう、常に情報のアンテナを高く保ち、フレッシュで確度の高い情報提供、インドネシアの事情も踏まえた深い分析に努めてまいります。

本間 久美子

ストラテジック・インテリジェンスサービスの詳細については、[こちら](#)をご覧ください。今後さらに日系企業の皆様のインドネシアにおけるビジネスの一助となるよう努めてまいります。

➤ **MHM Pride 2023 の実施に関するご報告**

MHM Pride 2023 では、昨年に引き続き、事務所内外に対してアウェアネスを高めるための様々な発信を行いました。

6月のMHM Pride 期間中、当事務所ホームページのロゴがレインボーカラーに

CORPORATE NEWSLETTER

彩られ、また、東京オフィスの受付ではレインボーカラーを取り入れたフラワーアレンジメントが来訪者の皆様をお迎えするとともに、MHM Pride のロゴが描かれたチョコレートや卓上メモ、レインボーカラーのネックストラップを配置し、皆様にお手に取っていただくことで当事務所の取り組みを知っていただく機会を設けました。

内部においては、前述のグッズ配布をはじめ、LGBTQ+に関するシチュエーションを題材としたワークショップの開催、当事務所の施策を紹介したポスターの掲示、レインボーカラーのフラッグやクッション等を使ったデコレーションなど、アウェアネスを高めるための企画を実施しました。

また、外部からお招きした講師による所内ウェビナーを2回開催しました。第一弾は明治大学法学部の鈴木 賢 教授に「台湾はなぜアジアで初めて同性婚を実現できたのか」というテーマで、第二弾は元フェンシング女子日本代表であり日本オリンピック委員会理事の杉山 文野 氏に「New Family～新しいかぞくのカタチ～」というテーマで、それぞれ講演を行っていただき、台湾の事例を通して日本における婚姻の平等について、また様々な家族のあり方について、改めて考える貴重な機会となりました。

私たちは今後も MHM Diversity & Inclusion Policy に掲げた世界を実現すべく活動を続け、MHM Pride 2024 に繋げてまいりたく思います。

以下、[松村 祐土 弁護士](#)のコメントです。

「当事務所は、性的指向・性自認 (SOGI) の多様性についての理解を深めることを目的として、毎年6月を中心に事務所全体で MHM Pride を実施していますが、MHM Pride 2023 では、昨年の Pride 2022 以上に多くのメンバーがこのイベントに関心を持って積極的に関与し、アウェアネスの高まりを実感した年になりました。

Pride 2023 で実施した所内講演のテーマの一つである同性婚を巡っては、札幌、大阪、東京、名古屋、福岡の5つの地方裁判所において司法判断が出揃い、いずれも控訴審が係属中です。また、最近では、経済産業省に勤めるトランスジェンダーの職員による職場のトイレの使用制限について最高裁が初めて判断を示す等、LGBTQ+の権利に関する社会的関心も増しているように思います。

当事務所は、引き続き、いかなる司法判断のもとにおいても、インクルーシブな社会の早期実現を目指して、様々な活動を続けていきます。」